

令和6年3月21日版
(ver.3)

令和6年能登半島地震により被災した
家屋の解体・撤去について
(公費解体制度ハンドブック)

小松市経済環境部環境推進課

電話 0761-24-8069

(目 次)

1.公費解体制度の概要	1
2.公費解体制度の対象となる家屋等について	1
3.解体費用の償還について(令和6年3月4日受付開始)	3
・申請に必要な書類	3
・基準額の計算方法	4
・手続きの流れ	5
4.公費解体について(令和6年3月21日受付開始)	6
・申請に必要な書類	6
・手続きの流れ	7
5. 様式集	別冊
6. 小松市公費解体制度(公費解体・費用償還)Q&A	別冊

1.公費解体制度の概要

令和6年能登半島地震により被災した家屋について、当該家屋の所有者(所有者が亡くなっている場合は相続人)等の申請(申出)に基づいて、小松市が生活環境の保全上当該家屋の除却が必要であると認めた家屋を、公費により解体・撤去(以下「解体等」という。)するものです。(環境省:災害廃棄物等処理事業費補助金を活用)

なお、公費解体制度には大きく分けて次の2つの類型があります。

(1) 費用償還(解体償還・自費償還) 【申請期限 令和6年12月27日】

令和6年1月1日から令和6年6月30日までに所有者自身が解体業者と契約し、解体費用を負担した場合に、後日対象となる費用を市が交付(償還)するものです。(対象外経費が含まれる場合や市が定める基準額を超える場合は、当該費用は自己負担となります。)

(2) 公費解体 【申請期限 令和6年12月27日】

制度の対象となった家屋の所有者の申請(申出)に基づいて、市が当該家屋の解体等を実施するものです。(解体等に係る自己負担は発生しませんが、対象外となる工事は実施できません。)

2.公費解体制度の対象となる家屋等について

(1) 対象となる家屋(特定非常災害指定の例による)

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した家屋であって、以下の区分に該当するものが対象となります。なお、家屋については住家、非

住家、事業所等の区分を問わず対象になり得ますが、事業者が所有する家屋にあつては、所有者が中小企業基本法第2条に規定する事業者であることが要件です。

○住 家

「罹災証明書」において全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかの被災区分に該当する家屋

○非住家

「被災証明書(非住家)公費解体用」において全壊又は半壊のいずれかの被災区分に該当する家屋

○事業所

「被災証明書(非住家)公費解体用」において全壊又は半壊のいずれかの被災区分に該当する家屋

(2) 対象とならない場合と対象外経費(主なもの)

○ 対象とならない場合

・応急修理制度(災害救助法)を活用した場合

・対象家屋の一部のみを解体等する場合

・ボランティア等が無償で実施した解体等である場合

○ 対象外経費

・庭木、庭石を除却するための費用

・その他、工作物を除却するために必要な経費

※対象家屋の解体等のため必要と認められるものは対象となる場合があります。

3.解体費用の償還(交付金交付)について

(1) 申請に必要な書類

提出時期	書類の名称等		発行機関等
交付申請	交付申請書		市の指定様式(様式集)
	申請者の本人確認書類		各発行機関
	1点で可	官公署発行が発行した証明書で顔写真付きのもの (運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)	
	2点必要	官公署等が発行した証明書で顔写真付でないもの (健康保険又は介護保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、社員証など)	
	解体工事の契約書(令和6年6月 30 日までに締結されたもの)		解体事業者
	内訳明細書(費用の内訳がわかるもの)		解体事業者
	同意書		市の指定様式(様式集)
	被災状況に関する証明書(いずれも別途申請が必要です)		税務課 ※被災証明交付申請書(非住家)公費解体用を提出してください。
	住 家	罹災証明書	
	非住家	被災証明書(非住家)公費解体用	
	事業所	被災証明書(非住家)公費解体用	
	被災家屋に係る登記事項(建物)全部事項証明書(現在の所有者が記載されているもの(3ヶ月以内に発行されたもの)) ※登記書類に建物図面が付属している場合は建物図面も併せて ※未登記の場合は、固定資産税(評価・課税)証明書でも可		法務局 ※固定資産税(評価・課税)証明書の場合は税務課
	建物配置図 (敷地内の家屋を真上から見たときの各配置及び概ねの形状・寸法がわかるもの(階毎)で、方位が記載されたもの。手書きも可。)		申請者
	建物位置図(建物の所在地が分かる地図等)		申請者
	被災状況が分かる写真 ※対象家屋を2方向以上から撮影したもので被災状況が分かるもの等なるべく多く		申請者
実績報告	実績報告書(兼請求書)		市の指定様式(様式集)
	申請者の振込先がわかるもの(通帳又はキャッシュカードの該当部分の写し)		申請者
	解体工事費の支払いに関する領収書		解体事業者
	費目別内訳書(実績額)		市の指定様式(様式集)
	解体写真(解体前後や施工状況、廃棄物の発生状況・荷積み等の状況)		解体事業者
	建物解体証明書		解体事業者
	廃棄物処理に係るマニフェスト		解体事業者

※所有者から委任を受けて解体事業者と契約し、費用を負担した場合は契約者が申請者となります。その場合、上記の他に委任状(実印)等が必要となります。

※個別の状況に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 基準額の計算方法(概算)※状況により多少の誤差が生じる場合があります。

$$\text{基準額} = \text{工事費(諸経費含)} + \text{廃棄物運搬費(諸経費含)} + \text{廃棄物処分費} + \text{その他}$$

○工事費＝上屋解体費＋基礎解体費

・上屋解体費

木 造 9,143円(税抜)/㎡×延べ床面積

非木造 12,423円(税抜)/㎡×延べ床面積

・基礎解体費

木 造 4,002円(税抜)/㎡×床面積(1階部分)

非木造 4,991円(税抜)/㎡×床面積(1階部分)

○廃棄物運搬費＝発生場所～処理施設の距離及び廃棄物の運搬に使用する主な車両の積載量に応じて下表に基づき算出します。

運搬費 円/延㎡	地上建物:木造			地上建物:非木造			基礎部分:木造			基礎部分:非木造		
	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ
往復4km	1,207	944	696	1,914	1,443	929	318	239	154	460	346	223
往復8km	1,932	1,511	1,114	3,063	2,310	1,486	509	384	247	736	555	356
往復12km	2,656	2,078	1,532	4,213	3,176	2,044	700	527	339	1,012	763	491
往復16km	3,382	2,645	1,951	5,362	4,043	2,603	891	671	432	1,289	971	625
往復20km	4,106	3,211	2,370	6,512	4,909	3,161	1,083	816	525	1,565	1,179	759
往復24km	4,831	3,778	2,787	7,661	5,776	3,719	1,274	960	618	1,841	1,388	893
往復28km	5,556	4,345	3,206	8,811	6,643	4,276	1,465	1,105	710	2,117	1,596	1,028
往復32km	6,281	4,912	3,624	9,961	7,509	4,834	1,656	1,248	803	2,394	1,804	1,161
往復36km	7,005	5,479	4,043	11,109	8,376	5,392	1,846	1,392	897	2,670	2,013	1,296
往復40km	7,730	6,046	4,460	12,257	9,242	5,951	2,038	1,537	989	2,946	2,221	1,430
往復44km	8,455	6,613	4,879	13,410	10,109	6,509	2,229	1,681	1,082	3,223	2,429	1,564
往復48km	9,180	7,181	5,298	14,556	10,976	7,066	2,420	1,825	1,175	3,498	2,638	1,698
往復52km	9,904	7,747	5,716	15,706	11,843	7,624	2,611	1,969	1,267	3,775	2,846	1,831
往復56km	10,629	8,315	6,134	16,859	12,708	8,182	2,803	2,113	1,360	4,052	3,054	1,966
往復60km	11,355	8,881	6,553	18,011	13,575	8,741	2,995	2,257	1,453	4,328	3,262	2,101

※基礎部分の運搬費は、1階の床面積が算出の基礎となります。

※廃棄物の搬出先が複数となる場合は、排出先までの距離を、廃棄物の種類ごとの重量の加重平均で算出し、上表を適用して運搬費を算出します。

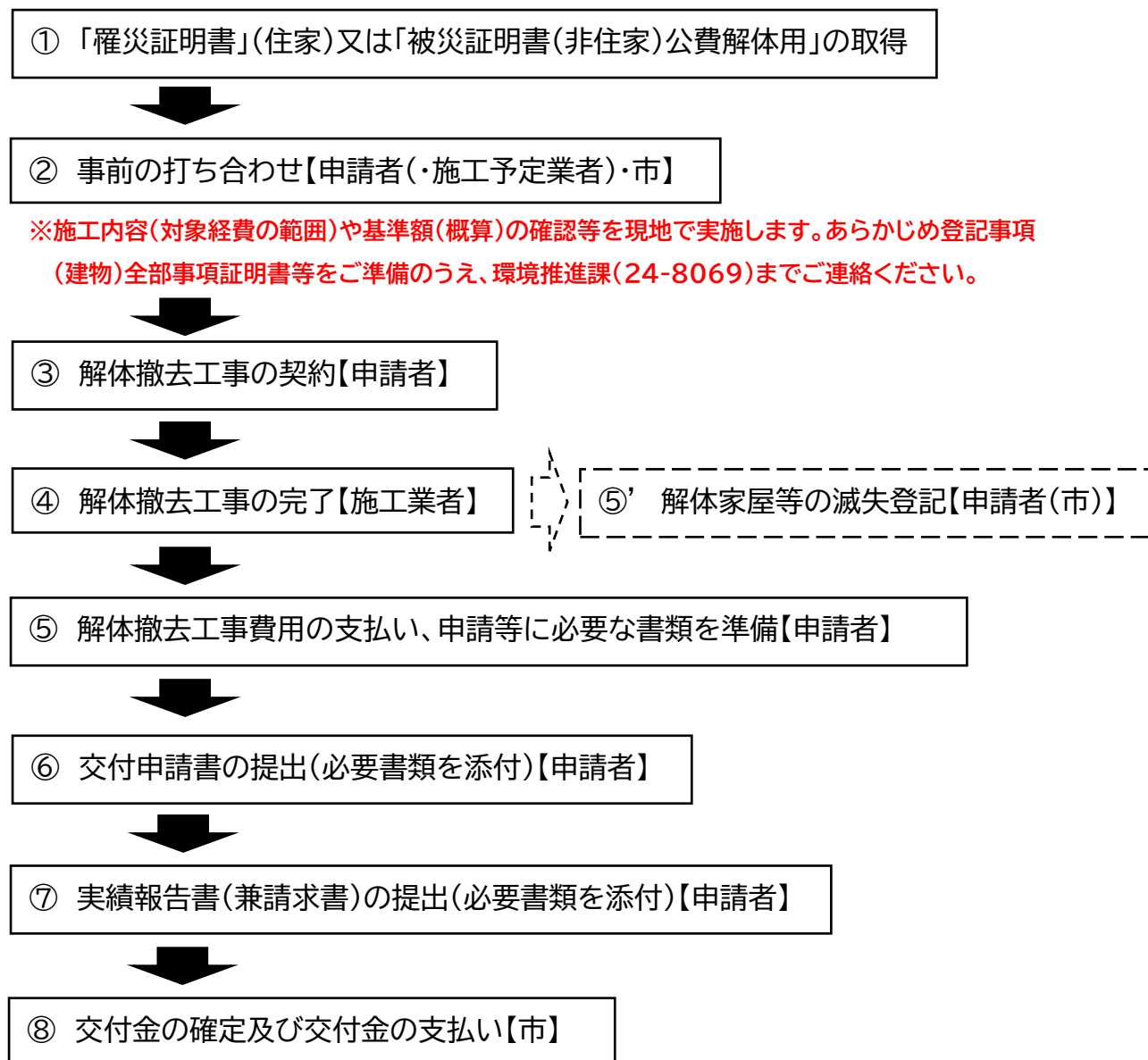
○廃棄物処分費

廃棄物の種類及び量に応じて市が定める単価により算出します。

○その他

アスベスト調査が必要な場合は、当該調査(分析業務)に要する経費として市が認める額を別途上乘せします。

(3) 手続きの流れ(これから解体工事を行う場合)



※実際に発生した廃棄物の種類や量、処理先により、交付金の算定基準額が変動します。(それに伴って交付金の額が決定されます。)

※未登記の被災家屋(増築部分含む。)については必ず面積の確認できるものをご準備ください。(面積不明の場合は交付の対象と出来ない場合があります。)

※既に解体工事の契約を締結している場合や解体工事が完了している場合は、上記の流れとは異なりますので、直接ご相談ください。なお、既に解体工事が完了している場合で、罹災証明書等により半壊以上の状態であることが確認できない場合には交付金を交付することができませんのでご注意ください。

4.公費解体について

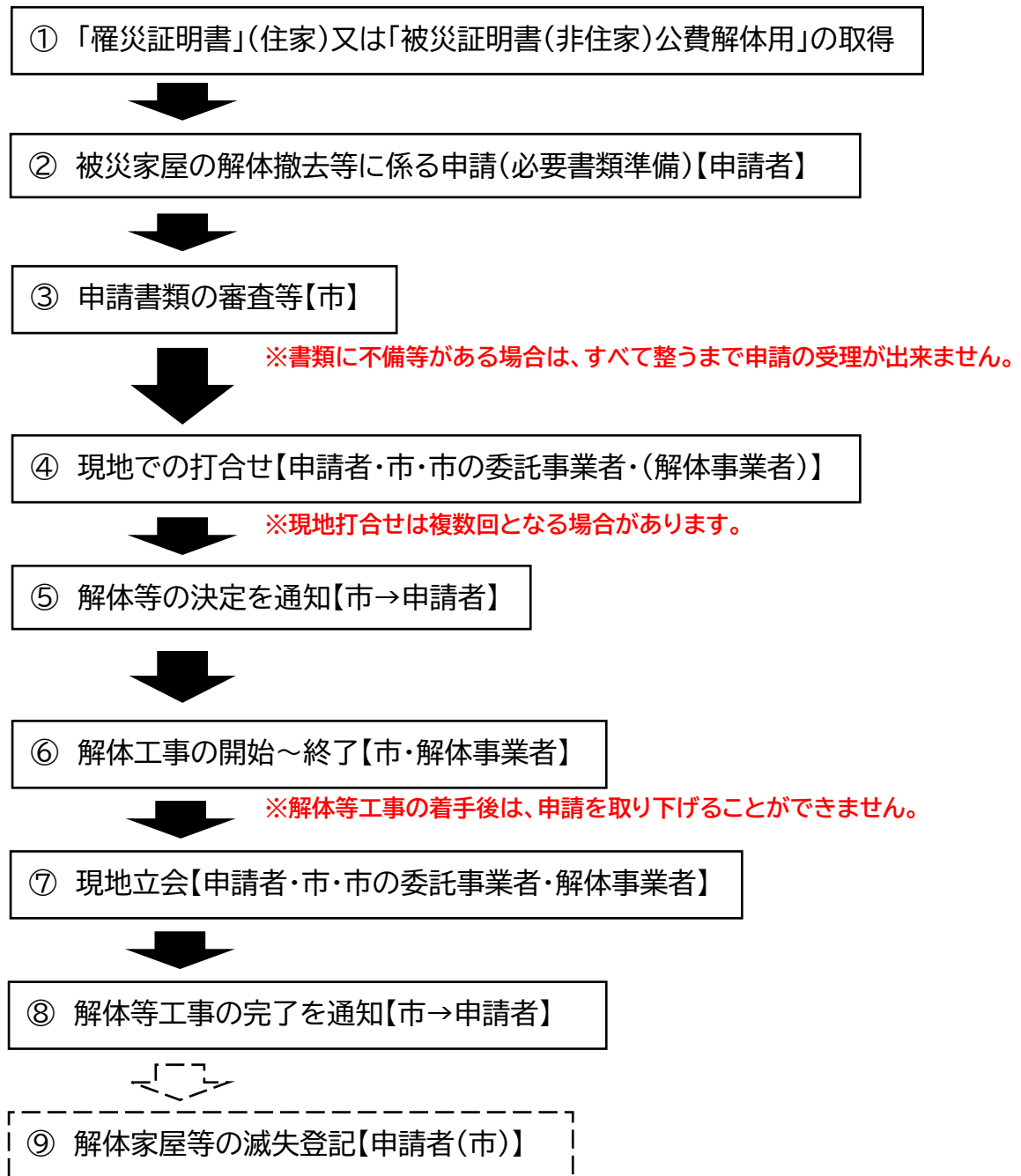
(1) 申請に必要な書類

書類の名称等		発行機関等
被災家屋の解体・撤去に係る申請書(実印:印鑑登録証明書)		市の指定様式(様式集)
申請者の本人確認書類		各発行機関
1点で可	官公署発行が発行した証明書で顔写真付きのもの (運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)	
2点必要	官公署等が発行した証明書で顔写真付でないもの (健康保険又は介護保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、社員証など)	
同意書		市の指定様式(様式集)
隣接地権者	全ての場合(隣接地権者がいない場合は不要)	
	隣接地権者所有地内で作業が必要となる場合	
借家人	借家等の場合で居住者がいる場合	
権利設定人	当該家屋に権利等の設定がされている場合 ※当該権利に関する解除に関する証明書(例:抵当権解除証書)がある場合は不要	
共有者等	共有名義人、相続権者がいる場合(実印:印鑑登録証明書) ※相続人が要る場合は遺産分割協議書等	
被災状況に関する証明書(いずれも別途申請が必要です)		税務課 ※被災証明交付申請書(非住家)公費解体用を提出してください。
住 家	罹災証明書	
非住家	被災証明書(非住家)公費解体用	
事業所	被災証明書(非住家)公費解体用	
被災家屋に係る登記事項(建物)全部事項証明書(現在の所有者が記載されているもの(3ヶ月以内に発行されたもの)) ※登記書類に建物図面が付属している場合は建物図面も併せて ※未登記の場合は、固定資産税(評価・課税)証明書でも可		法務局 ※固定資産税(評価・課税)証明書の場合は税務課
建物配置図 (敷地内の家屋を真上から見たときの各配置及び概ねの形状・寸法がわかるもの(階毎)で、方位が記載されたもの。手書きも可。)		申請者
建物位置図(建物の所在地が分かる地図等)		申請者
被災状況が分かる写真 ※対象家屋を2方向以上から撮影したもので被災状況が分かるもの等なるべく多く		申請者

※所有者から委任を受けて小松市に解体等の申請を行う場合、上記の他に委任状(実印)等が必要となります。

※個別の状況に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 手続きの流れ



※本事業の対象外となる工事(家屋等の解体の支障とならない庭木・庭石・構造物の撤去等)は、実施できません。(必要な場合は別途所有者等において実施することとなります。)

※解体撤去等の事業者(解体業者)は、市が契約する事業者となり、申請者が指定することはできません。

※申請者の希望がある場合は、市の依頼により法務局が職権で解体家屋等の滅失登記を実施します。(状況により職権で実施できない場合があります。)